

江戸時代の村方文書を読む 解答

史料1 嘉永二年（一八四九）八月九日「甲山村八三郎人別除帳

二付申渡」

〔根岸家文書三八八八〕

武州大里郡甲山村

百姓

八左衛門伴

八三郎

右之者儀、平日農業を嫌、

不行跡者ニ付、数度異見

差加候得共、更ニ不取用、

先月廿二日致欠落、此末

於先々如何様之悪事

可仕出茂難計ニ付、除帳

之儀願出候付、相糺候處（処）

相違之儀も無之ニ付、

願之通人別相除候条

可得其意候、以上

筒井紀伊守内

(嘉永二年)

割印)

酉八月九日

岡本傳(伝) 十郎

①

村上 應(応) 助

②

右村

百姓

八左衛門

親類

組合 惣代

辰五郎 江

村役人物代

組頭

伊之八

【読み下し】

武州大里郡甲山村

百姓

八左衛門 悴

八三郎

右の者儀、平日の農業を嫌い、
不行跡者に付き、数度異見
差し加え候得共、更に取用いず、
先月廿二日欠落致し、此末
先々に於いて如何様の悪事
仕出べくも難計に付き、除帳
の儀願出候に付き、相糺候處（処）
相違の儀も之無きに付き、
願の通り人別相除き候条
其意を得べく候、以上

筒井紀伊守内

（嘉永二年）

割印） 酉八月九日 岡本傳（伝）十郎 ①

村上 應（応）助 ②

右村

百姓

八左衛門

親類

組合 惣代

辰五郎 江

村役人物代

組頭

伊之八

史料2 未三月「八三郎欠落復歸二付達」〔根岸家文書三二四八〕

武州大里郡甲山村

百姓

八左衛門悴

八三郎

未三拾壹才

右之者、嘉永二酉年七月

廿二日致欠落候付、願之通

除帳申付、其段三御奉行江

御達被置候処、去午十二月中

近邊（辺）江立戻、今更後悔

致改心、行跡も相直候付

此度差免、村方人別

差加申度段願之趣

御聞濟被成下候、其段

其筋江御達可被成下

之条可得其意候、以上

筒井肥前守内

割印）未

榆井祿郎

①

三月

青砥秀次郎

Ⓜ

岡本博(伝)十郎

Ⓜ

右村

百姓

八左衛門

悴 八三郎

江

名主

喜吉

組頭

【読み下し】

武州大里郡甲山村

百姓

八左衛門悴

八三郎

未三拾壹才

右の者、嘉永二酉年七月

廿二日欠落致し候に付き、願の通り

除帳申し付け、其段三御奉行へ
御達置かれ候処、去午十二月中
近邊（辺）へ立戻り、今更後悔
改心致し、行跡も相直候に付き
此度差免し、村方人別
差し加え申し度段願の趣き
御聞き済み成し下さる候、其段
其筋江御達成下れべく
の条、其意を得べく候以上

筒井肥前守内

割印）未

楡井禄郎

㊦

三月

青砥秀次郎

㊦

岡本博（伝）十郎

㊦

右村

百姓

八左衛門

悴 八三郎

江

名主

喜吉

組頭